

公益財団法人名取市文化振興財団役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名取市文化振興財団(以下「財団」という。)定款第14条及び第28条の規定に基づき、定款第11条に規定する評議員及び定款第22条第1項に規定する理事並びに監事の報酬の額及び費用並びにその支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 財団は、役員等に対し、定款に定める総額の範囲内において、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬の月額は、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 3 評議員及び非常勤役員が、財団の評議員会、理事会及び監査のための会議(以下「役員会等」という。)に出席したときの報酬の額は、勤務1日につき8,200円とする。
- 4 前項の役員等を名取市職員が兼ねる場合、報酬は支給しない。

(費用)

第4条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤費を支給することができる。その計算方法は、財団給与規程に定める区分に準じ、その通勤の実態に応じて理事長が別に定める。

2 評議員及び非常勤役員が、役員会等に出席したときは、費用として、その職務の執行に当たり実際に負担した額を支給することができる。

3 役員等が財団の用務のため旅行するときは、財団職員旅費規程に定める基準に準じて旅費を支給することができる。

(支給方法)

第5条 第3条第2項の報酬及び前条第1項の通勤費は、毎月21日に口座振込により支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、財団給与規程に準ずる。

2 第3条第3項の報酬及び前条第2項の費用並びに同条第3項の旅費は、必要の都度、現金により支給する。

(報酬の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。